

以上九點以下ノ  
存付ス  
モノハ曾テ付  
ス  
セヤル者  
機械ヲ離解シテ

室内ニ誘引シテ  
正ナラサル者  
正ナラサル者  
戸長役場  
前允許ヲ得タル  
願スヘク曾該營

ト次号)  
戸長役場  
前允許ヲ得タル  
願スヘク曾該營

監樺山資紀  
通達セラル  
カハ總テ從前ノ手

二十万二千二百十二人  
内務省衛生局

七位 藤倉 見達  
六位 多田 正英  
五位 伏谷 惇  
四位 井上 義行  
三位 中川 勝敏  
二位 宮崎 有終  
一位 桑波田景廣

山本 忠彰  
氷嶋 純  
石原 重明  
莊司 深

七位 田中 侍郎  
六位 田中 信隣  
五位 大八木吉亨  
四位 飯田 幸永  
三位 桑名 素男  
二位 志水小一郎  
一位 岩倉 具視

二等大山 巖  
佐野 常民  
福岡 孝弟  
佐々木高行

叙勳一等賜旭日大綬章	從五位勳四等	渡邊 清
元老院議官	正五位勳四等	櫻村 淳藏
海軍少將	正四位勳四等	池田 謙齋
陸軍少將	正四位勳四等	原田 一造
海軍少將	全	林 清康
全	全	柳 樽悅
全	全	伊藤 傳吉
叙勳二等賜旭日中綬章	全	

### 時事新報

#### 驛遞電信廉價通信法

工部省電信局ノ電信事務ヲ取テ之ヲ郵便事務ニ合併シ其實際驛遞省又ハ通信省ナル者ヲ組織スベシトノ理由ハ我輩既ニ之ヲ前号ノ紙上ニ詳論シタリ我輩又此改革ト同時ニ今ノ不充分千万ナル日本電信法ヲ改良シテ大ニ公衆ノ望ニ稱ハンコト希望スルナリ我輩ハ勿論今ノ日本電信法ヲ指シテ不都合ノ極度ナリト云フテ一言ニ抹殺シ去ルコト非ズ其仕組ノ善惡便否ヲ論ゼズ電信其物ノミヨリ既ニ純粹ナル一ノ文明物タルヲ以テ仮令何程迄ニ不充分ナリトモ尙無キニ勝ルモノタルヲ論テ俟テザルナリ然レ日本人民タル我輩ハ尙無キニ勝レリト云フテ強ヒテ自カラ其心ヲ慰メ此文明急歩ノ世界ニ立テ獨リ故ヲ開テ救ヒ昔日ノ不開ヲ回想シテ今日ノ小進歩ニ安ズルコト能ハザルナリ

日本ニ電信線ヲ架設シタルハ明治二年横濱ノ市中ニ數百間ノ一短線ヲ架シタルニ始マリ次テ東京横濱間及ビ大坂神戸間等ニ架設シタリシト雖モ明治三年四年五年ヲ終ルマテ格別ノ進歩ナカリコト降テ明治六年東京長崎間ノ電線落成スルニ至リテ電信ノ功利用シ世人ノ知ル所トナリ我日本ニモ電信アリト云ヒ得ル程ノ有様トナリテ爾來十年間毎年多少ノ進歩アリテ目今全國ノ電線延長ハ四千六百里電信分局ハ二百餘局ニ達シタリ而シテ又日本人民ガ電信ヲ使用スルニ其進歩ノ迅速ナルハ實ニ意外ナルコトヲ明治六年中全國電信局ニテ取扱ヒタル通信ノ總數ハ凡二十万通ナリシモノガ逐年ニ増加シテ明治十三年七月ヨリ十四年六月ニ至ル一ケ年間ニハ總數二百二十二万通トナリタリ思フニ十四年七月ヨリ十五年六月ニ至ル一ケ年間ニハ更ニ又幾分ノ増加ノリシコトナルベシ斯ノ如ク日本人民ハ電信ノ利用ニ汲々タルノ際最モ吾人ヲシテ不便ヲ感ゼシムルモノハ電信料ノ格外ニ高價ナル一事ナリ今我電信局ノ賃表ヲ見ルニ最近ノ距離即チ東京大坂等一都府内ノ通信料ハ和文一音信(仮名二十字)ニ付十一錢五厘(住所姓名ノ代並ニ届買チ台ス)歐又一音信(二十語)ニ付亦十六錢五厘ナリト雖モ其距離即チ長スレバ隨テ其賃錢ヲ増シ最長ノ距離即チ九州鹿兒島ヨリ北海道小樽ニ至ルノ賃錢ハ和文ニ付凡九十五錢歐文ニ付凡四十七錢十五錢ナリ我輩又明治十三年度ノ電報局報ニ依リ全國ヲ

通シテ和文ノ通信料平均何程ニ當ルヤ算セシム一通信ノ代價平均凡三十三錢ナリシコトヲ知リ我輩ハ其高價ナルニ驚キタルナリ(本文和文電信ノ例ニ依レバ全國平均代價ハ最高價ノ凡三分一ニ當ルナリ此例ヲ以テ歐文電信ヲ推スニ其全國平均代價ハ矢張其最高ノ三分一即チ一圓五十八錢位ニ當ルコトナルベシ)我輩今英國ノ内地電信通信料ヲ左ニ掲ケテ日本ノ通信料ト比較スル所アラシムベシ

#### 英國内地電信料

通常電信一音信即チ二十語(住居姓名代價等ナシ)ニ付全英國ヲ通シ其距離ノ遠近ニ拘ハラズ代價廿五錢〇新聞原稿電信一音信即チ午後六時ヨリ翌朝午前九時迄ノ夜間通信ハ百語ニ付代價廿五錢午前九時ヨリ午後六時迄晝間通信ハ七十五語ニ付代價廿五錢(新聞原稿通信ニ晝夜ノ區別アル所以ハ晝間ハ社會各人營業ノ時間ナルコトニ此時ニ際シ特別ニ廉價ナル新聞原稿ヲ通信スルガ爲メ通常電信ノ妨礙トナルノ憂ヲラシメテ察シ此時間ニ限リ僅ニ代價ヲ高クシテ其憂ヲ避ケタルナリ)以上ノ代價附ケノミヨリハ和英對比ノ實チ全ウセザルベシ何トナレバ英國ノ通常一音信ハ二十語ナレバ日本ノ一音信ハ二十仮名ナルヲ以テ單ニ一音信ノ代價ノミヲ見テ比較スルコト得ザルナリ我輩英國ノ電信規程ヲ見ルニ歐洲外ノ國語ニテ意味ノ解スベカラザル電信ハ仮名五字ヲ以テ一語ト見做ストアリ又日本ノ電信規程ニテ和文ハ二十仮名ノ一音信歐文ハ二十語ノ一音信ニテ其代價ハ歐文ノ方大畧五倍高價ナルガ如ク依テ思フニ仮名五字ヲ以テ歐文ノ一語ニ相當スルモノトシテ可ナルベシ果シテ然レハ日本ノ仮名百字ト英文二十語ト相對スルコト明白ナリ(或ハ日本ノ仮名ハ子母音ヲ合シテ一字ヲ成スモノ多キニ付仮名一字ハ英字二字ニ相當スベシトノ説アレバ今日本ノ電信局ニテ英文羅馬字ノA B Uヲ通信スル日本仮名ノ「イロハ」ヲ通信スルトノ間ニ其勞ノ差異アルコトナリ若シ日本仮名ヲ羅馬字ニテ綴リ通信スルノ法ナレバ或人ノ説ノ如クナルベシ)

和英電信料比較 但シ全國一價法ニテ

英國電信料	二十語ニ付	二十五錢
日本電信料	百字(即チ二十語)ニ付	一圓六十五錢

讀者諸君ハ此比較ヲ見テ何等ノ感想ヲ生ゼラルヤ諸君モ亦我輩ト共ニ日本電信料ノ高價ナルニ驚キタルベシルベシ日本ノ電信料ハ英國ヨリ高キコト六倍ナリ其文明國ニ不相當ナル格外ノ高價ナリト云ハザルヲ得ンヤ我輩ガ本ニ其高價ヲ希望スルハ蓋シテ之ヲ當テケルベシ

今日日本ノ郵便法ニ於テハ新聞原稿ヲ送ルニハ郵送スルニ法アリ獨リ電信法ニ於テハ則チ然ラズ新聞原稿電信ニ寄當電信ニ一國同物ニシテ其同一率ノ區別アルコトナリ實ニ

文明國ノ一大欠典ト云フベシ  
信法ヲ施行シテ大ニ文化ノ普及ニ注意スベキナリ  
本電信法... 國スル我輩ノ希望則チ此ノ如シ

報

○郵船食 昨日は北白川官を始り大臣参議の方へ  
御食を御付けられり

○大木町遊園 遊園が永田町ある自邸園中に培養せ  
らるし南花開きに付来る十二日頃諸参議及び各國公  
使を招待せらるる筈の事を開かるゝといふ

○黒田内閣顧問 同僚及之昨一日午後より朝鮮使節  
の旅館を訪れた

○井上工務大輔 同君に昨日前橋鉄道局出張所携  
内ある諸工作場を視察せらるたり

○軍務檢閱使 同使の一行は先頃より部内各兵營を  
檢閲中ハ馬の乗取檢閲とあり近々歸京あるへき  
傳ふ其上の東京聯合の檢閲を始らるゝ由り同台の諸  
將に於て昨日下檢閲中あるよし

○宮島信吉君 宮島農商務權大書記官より昨日同省  
統計課長を會せられ及農務の書記局に協へ置かた  
るよし

○富田多三君 農商務省工務局長富田權大書記官に  
ハ埼玉外三縣下の諸工場巡視を去て出張を命せられ  
明日三日出張せらるるといふ

○辨能印刷局長 同局長ハ過般來病氣より引籠居  
れしが一昨日より全快されて出仕ありり

○池田陸軍 華族三位池田章政君の令嗣從五位  
陸奥の本年二月より日軍曼別林府へ留學され其後  
補給コマンダントに轉せられて攻學に從事さる居りしが  
胃病に罹られたるを以て一昨日一應歸國ありたり

○清浦奎吾君 通日大坂廣嶋愛知へ民情視察を命せ  
られらる清浦参事院議官補ハ昨日出發されたり

○田島少佐 或る新聞ハ此程田島少佐の歸朝され  
る事を記載せしが右の誤聞と見へ今聞所に據れば同  
少佐は先般神行在せらるし閣院に宮の隨從を其赴  
任先般も閣院にて御付られ同宮該地御着港を待受夫  
より隨從されて御就學に上御暇を告げて歸朝の筈  
あり多分来る十六年四月頃あらで同地を發途  
せらる

○元若院 閣院にて會社法の下調を畢りされれば郵  
便爲替法の修訂議決次第右の議事を掛くるゝと聞く

○大醫院 同院にて先頃より上告會議を開くれ居  
りしが己に局を結びたれば兩三日の内上告事件の判  
決を取獲らるゝといふ

○商法取締條例 農商務省商務局にては先般商況取  
調として各府縣下へ官吏を派出せられしが近々復命  
されたるに付各地商況の概観は使しての意來十六年  
一月より商法取締條例を頒布するべしと目下協議中  
ありと聞く

○會計檢査院 衆議院常務委員内へ新築中ある會計檢査  
院の意來十六年一月より同所に於て事務を取扱はる  
見込の由り目今職工等を増員し頻りと工事を急  
がるゝといふ

○海軍主船局 同局にて是迄に報告書例則の内海  
軍部艦船製造並びに艦船修葺の表式を今般改正せら  
れりといふ

○東京始審裁判所 同裁判所は於て去月中公判さ  
るる民事の訴訟七百七十九件より内不服して控訴せ  
し者三十四件ありといふ

○海軍兵學校 同校にて兼て記載せし如く先頃よ  
り取調中ある規則改正も漸く整頓せしめ付昨日より  
實施せられ諸事をも餘程變換せられりといふ

○軍艦入港 魯國軍艦ウエヌツコック號ハ一昨日横  
濱へ入港しり

○尹雄烈氏 朝鮮の習慣とて從者なき下等の人  
馬に騎るゝ自ら手綱を執りて驅馳制自由あるも上  
等の人出るゝ僕從を召連るゝ者は必ず之をして左右  
の手綱を執らしめ其身を馬上に在りかから只手綱を  
以て鞍の前輪を確と執へしめて之を鞭答して  
驅馳制止するの術を解せず所謂馬に乗るゝこと  
すして馬に乗せらるゝ者も又われ御者の歩行と  
與ふ徐々緩々と馬脚を歩まると常慣とを然るに尹  
氏は自ら手綱を執りて操縱馳驅思ふが儘に乗り廻  
は同國下等人も數等を讓る程あれば人も馬術の師  
範と崇め自ら達人と許し居る程もて氏が曾て國玉の  
命を奉して清國へ使せし時同國人も其技倆をや聞及  
びけん頻と所望されけるも氏は強ち辭退もされず  
悍馬を御して坪の中央まで乗り出せしが如何なる機  
みよや乗損し傍へドゥと落たるも追が馬術の達人  
あれば手綱を離さず駈出す馬を絶り上りて見事一  
鞍乗り畢られたるに塔を作す群衆の喝采の暫し鳴も  
静らざるとぞ斯る馬術は名手あれば一昨日横濱の大  
競馬も同國修信使の一行と該場へ赴かれ數回競  
馬も畢りて 天皇陛下より三頭の駿馬を御選ばして  
乗人の御所望ありけるとき同氏の自ら其選に當らん  
ことを望まれ許可賛成ありて西郷參議が秘藏の逸物  
春駒と名ん呼ぶ名馬一匹加て三馬齊しく馳り出せ  
し馬の名は負ふ駿足乗人の名手あれば三四問も乗  
り馳へしよこれ迄會て西洋馬具に跨げざる事なきや

へばや鐘は... 無りしと又同氏の清國に  
耻辱を復讐せしが今度の  
馬具不慣れといひへ憤慨  
語られらるよし

○根岸競馬 一昨日 聖  
馬先臨幸在らせられ  
の勝負附は第一番三頭立  
ランド氏馬名ウイクトル  
（馬主軍馬局馬名八坂騎者  
主ビユーゴ氏馬名サン  
第四番三頭立（馬主ビエ  
ロクストン氏）第五番三頭  
ブリス騎者根村某）第六番  
名サンセット騎者ロクス  
相賀氏馬名勝鯨浪騎者根  
エーゴ氏馬名サンストロ  
よして尙ほ此他 聖上の  
あし其節尹雄烈氏も加  
るときロクストン氏  
りとぞ

○電氣燈 豫て前號も  
京橋區銀座二丁目大食組  
今取敢へず其大概を記  
始り第一ハ絶消第二に赤  
火せしが此器械ハマイナ  
ラス氏の發明に係るもの  
十ヒートとして五百馬力  
同夜の朝野の紳士凡そ百  
の裏手ある相生亭に於て  
會あとしが見物の群衆は  
さりし猶委しくは次號  
さりし猶委しくは次號

○店頭發賣取締 警視廳  
巡查八方ハ奔走して床店  
出しある戸毎に立至て取  
置せられらるものなり

○函館商船學校 函館縣  
同縣廳にて一切直轄致度  
を相添内務省へ伺ひ出  
官へ伺出されしといふ

○米國艦船 昨日午後二  
ダイヤナ號ハラッコ皮三十  
メ號ハラッコ十六枚ナツ  
ハラッコ十四枚ナツトセ